

法人単位貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：円)

	資産の部				負債の部		
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
<b>流動資産</b>	<b>586,940,542</b>	<b>536,796,295</b>	<b>50,144,247</b>	<b>流動負債</b>	<b>69,654,636</b>	<b>55,378,712</b>	<b>14,275,924</b>
現金預金	465,145,031	434,852,913	30,292,118	短期運営資金借入金		0	0
有価証券	0	0	0	事業未払金	19,801,269	11,352,488	8,448,781
事業未収金	89,684,278	79,512,510	10,171,768	その他の未払金		20,000,000	-20,000,000
未収金	544,500	564,000	-19,500	未払法人税等		71,600	-71,600
未収補助金	13,418,000	4,285,000	9,133,000	支払手形		0	0
未収収益	6,874,472	6,464,597	409,875	役員等短期借入金		0	0
受取手形	2,362,154	2,155,463	206,691	1年以内返済予定設備資金借入金	9,086,000	9,086,000	0
貯蔵品	0	0	0	1年以内返済予定長期運営資金借入金		0	0
医薬品	0	0	0	1年以内返済予定リース債務	660,960	0	660,960
診療・療養費等材料	0	0	0	1年以内返済予定役員等長期借入金		0	0
給食用材料	0	0	0	1年以内支払予定長期未払金		0	0
商品・製品	4,211,972	3,543,328	668,644	未払費用	1,171,615	379,795	791,820
仕掛品	0	0	0	預り金		0	0
原材料	4,297,387	4,933,833	-636,446	職員預り金	4,863,792	4,488,829	374,963
立替金	0	0	0	前受金		0	0
前払金	402,748	484,651	-81,903	前受収益		0	0
前払費用	0	0	0	仮受金		10,000,000	-10,000,000
1年以内回収予定長期貸付金	0	0	0	賞与引当金	34,071,000	0	34,071,000
短期貸付金	0	0	0	その他の流動負債		0	0
仮払金	0	0	0	繰延税金負債		0	0
その他の流動資産	0	0	0				
徴収不能引当金	0	0	0				
繰延税金資産	0	0	0				
<b>固定資産</b>	<b>1,162,786,225</b>	<b>1,186,504,075</b>	<b>-23,717,850</b>	<b>固定負債</b>	<b>174,076,190</b>	<b>181,511,215</b>	<b>-7,435,025</b>
基本財産	756,555,945	792,698,297	-36,142,352	設備資金借入金	36,986,000	46,072,000	-9,086,000
土地	33,550,585	33,550,585	0	長期運営資金借入金		0	0
建物	723,005,360	759,147,712	-36,142,352	リース債務	2,368,440	0	2,368,440
定期預金	0	0	0	役員等長期借入金		0	0
投資有価証券	0	0	0	退職給付引当金	134,721,750	135,439,215	-717,465
その他の固定資産	406,230,280	393,805,778	12,424,502	長期未払金		0	0
土地	7,123,095	7,123,095	0	長期預り金		0	0
建物	22,394,131	24,043,752	-1,649,621	その他の固定負債		0	0
構築物	18,108,415	20,572,310	-2,463,895	繰延税金負債		0	0
機械及び装置	1,107,084	1,635,473	-528,389				
車輛運搬具	11,356,180	8,526,849	2,829,331	<b>負債の部合計</b>	<b>243,730,826</b>	<b>236,889,927</b>	<b>6,840,899</b>
器具及び備品	19,825,682	10,234,352	9,591,330	<b>純資産の部</b>			
建設仮勘定	0	0	0	基本金	214,123,965	214,123,965	0
有形リース資産	0	0	0	国庫補助金等特別積立金	436,238,155	455,485,599	-19,247,444
権利	76,440	76,440	0	その他の積立金	191,423,433	186,096,592	5,326,841
ソフトウェア	0	0	0	次期繰越活動増減差額	664,210,388	630,704,287	33,506,101
無形リース資産	0	0	0	(うち当期活動増減差額)	38,832,942	107,135,847	-68,302,905
投資有価証券	0	0	0				
長期貸付金	0	0	0				
退職給付引当資産	134,721,750	135,439,215	-717,465	<b>純資産の部合計</b>	<b>1,505,995,941</b>	<b>1,486,410,443</b>	<b>19,585,498</b>
長期預り金積立資産	0	0	0	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,749,726,767</b>	<b>1,723,300,370</b>	<b>26,426,397</b>
〇〇積立資産	191,423,433	186,096,592	5,326,841				
差入保証金	0	0	0				
長期前払費用	94,070	57,700	36,370				
その他の固定資産	0	0	0				
繰延税金資産	0	0	0				
<b>資産の部合計</b>	<b>1,749,726,767</b>	<b>1,723,300,370</b>	<b>26,426,397</b>				

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）  
事業活動計算書

（自）平成28年4月1日 （至）平成29年3月31日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	児童福祉事業収益	256,622,807	256,650,349	-27,542
	保育事業収益	109,982,696	125,101,044	-15,118,348
	障害福祉サービス等事業収益	537,447,865	513,499,014	23,948,851
	〇〇事業収益	72,511,867	76,482,168	-3,970,301
	経常経費寄附金収益	12,592,583	2,957,352	9,635,231
	その他の収益	3,559,181	3,874,930	-315,749
	サービス活動収益計（1）	992,716,999	978,564,857	14,152,142
	費用			
	人件費	678,652,749	623,378,508	55,274,241
	事業費	154,197,744	159,342,052	-5,144,308
	事務費	68,679,199	54,182,806	14,496,393
	〇〇費用	40,959,897	43,461,614	-2,501,717
	利用者負担軽減額	0	0	0
減価償却費	49,177,762	48,577,733	600,029	
国庫補助金等特別積立金取崩額	-27,419,554	-27,403,397	-16,157	
徴収不能額	103,775	0	103,775	
徴収不能引当金繰入	0	0	0	
その他の費用	0	0	0	
サービス活動費用計（2）	964,351,572	901,539,316	62,812,256	
サービス活動増減差額（3）=（1）-（2）	28,365,427	77,025,541	-48,660,114	
サービス活動外増減の部	収益			
	借入金利息補助金収益	0	0	0
	受取利息配当金収益	12,767	100,252	-87,485
	有価証券評価益	0	0	0
	有価証券売却益	0	0	0
	投資有価証券評価益	0	0	0
	投資有価証券売却益	0	0	0
	その他のサービス活動外収益	17,670,680	17,247,044	423,636
	サービス活動外収益計（4）	17,683,447	17,347,296	336,151
	費用			
	支払利息	437,600	527,800	-90,200
	有価証券評価損	0	0	0
	有価証券売却損	0	0	0
	投資有価証券評価損	0	0	0
投資有価証券売却損	0	0	0	
その他のサービス活動外費用	7,086,060	7,274,709	-188,649	
サービス活動外費用計（5）	7,523,660	7,802,509	-278,849	
サービス活動外増減差額（6）=（4）-（5）	10,159,787	9,544,787	615,000	
経常増減差額（7）=（3）+（6）	38,525,214	86,570,328	-48,045,114	
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益	8,889,110	717,000	8,172,110
	施設整備等寄附金収益	0	20,000,000	-20,000,000
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0	0	0
	固定資産受贈額	0	0	0
	固定資産売却益	0	0	0
	その他の特別収益	0	0	0
	特別収益計（8）	8,889,110	20,717,000	-11,827,890
	費用			
	基本金組入額	0	0	0
	資産評価損	0	0	0
	固定資産売却損・処分損	409,272	79,881	329,391
	国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	0	0	0
	国庫補助金等特別積立金積立額	8,172,110	0	8,172,110
災害損失	0	0	0	
その他の特別損失	0	0	0	
特別費用計（9）	8,581,382	79,881	8,501,501	
特別増減差額（10）=（8）-（9）	307,728	20,637,119	-20,329,391	
税引前当期活動増減差額（11）=（7）+（10）	38,832,942	107,207,447	-68,374,505	
法人税、住民税及び事業税（12）	0	71,600	-71,600	
法人税等調整額（13）	0	0	0	
当期活動増減差額（14）=（11）-（12）-（13）	38,832,942	107,135,847	-68,302,905	
前期繰越活動増減差額（15）	630,704,287	573,818,360	56,885,927	
当期末繰越活動増減差額（16）=（14）+（15）	669,537,229	680,954,207	-11,416,978	
基本金取崩額（17）	0	0	0	
その他の積立金取崩額（18）	10,000,000	0	10,000,000	
その他の積立金積立額（19）	15,326,841	50,249,920	-34,923,079	
次期繰越活動増減差額（20）=（16）+（17）+（18）-（19）	664,210,388	630,704,287	33,506,101	

資金収支計算書

（自）平成28年4月1日 （至）平成29年3月31日

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	児童福祉事業収入	256,017,000	256,622,807	-605,807	
	保育事業収入	111,337,000	109,982,696	1,354,304	
	障害福祉サービス等事業収入	537,744,000	537,447,865	296,135	
	〇〇事業収入	74,031,000	72,511,867	1,519,133	
	借入金利息補助金収入	0	0	0	
	経常経費寄附金収入	12,670,000	12,592,583	77,417	
	受取利息配当金収入	33,000	12,767	20,233	
	その他の収入	21,487,840	21,229,861	257,979	
	流動資産評価益等による資金増加額	0	0	0	
	事業活動収入計（1）	1,013,319,840	1,010,400,446	2,919,394	
	支出				
	人件費支出	649,397,400	646,601,010	2,796,390	
事業費支出	165,959,349	154,197,744	11,761,605		
事務費支出	75,086,000	68,679,199	6,406,801		
〇〇支出	41,290,000	40,992,095	297,905		
利用者負担軽減額	0	0	0		
支払利息支出	440,000	437,600	2,400		
その他の支出	6,946,000	7,086,060	-140,060		
流動資産評価損等による資金減少額	103,775	103,775	0		
事業活動支出計（2）	939,222,524	918,097,483	21,125,041		
事業活動資金収支差額（3）=（1）-（2）	74,097,316	92,302,963	-18,205,647		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入	7,790,000	8,889,110	-1,099,110	
	施設整備等寄附金収入	3,000	0	3,000	
	設備資金借入金収入	0	0	0	
	固定資産売却収入	250,000	409,268	-159,268	
	その他の施設整備等による収入	1,000	0	1,000	
	施設整備等収入計（4）	8,044,000	9,298,378	-1,254,378	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	9,086,000	9,086,000	0	
	固定資産取得支出	17,604,200	17,918,638	-314,438	
固定資産除却・廃棄支出	245,000	409,268	-164,268		
ファイナンス・リース債務の返済支出	275,400	275,400	0		
その他の施設整備等による支出	37,060	36,370	690		
施設整備等支出計（5）	27,247,660	27,725,676	-478,016		
施設整備等資金収支差額（6）=（4）-（5）	-19,203,660	-18,427,298	-776,362		
その他の活動による収支	収入				
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	0	0	0	
	長期運営資金借入金収入	0	0	0	
	長期貸付金回収収入	0	0	0	
	投資有価証券売却収入	0	0	0	
	積立資産取崩収入	22,584,000	15,225,684	7,358,316	
	その他の活動による収入	0	10,000,000	-10,000,000	
	その他の活動収入計（7）	22,584,000	25,225,684	-2,641,684	
	支出				
	長期運営資金借入金元金償還支出	0	0	0	
長期貸付金支出	0	0	0		
投資有価証券取得支出	0	0	0		
積立資産支出	28,736,840	13,206,423	15,530,417		
その他の活動による支出	62,000	15,326,841	-15,264,841		
その他の活動支出計（8）	28,798,840	28,533,264	265,576		
その他の活動資金収支差額（9）=（7）-（8）	-6,214,840	-3,307,580	-2,907,260		
予備費支出（10）	61,051,816	61,051,816	0		
当期資金収支差額合計（11）=（3）+（6）+（9）-（10）	-12,373,000	70,568,085	-82,941,085		
前期末支払資金残高（12）	12,373,000	482,026,422	-469,653,422		
当期末支払資金残高（11）+（12）	0	552,594,507	-552,594,507		

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 05 秋田県	(2)市町村区分 213 北秋田市	(3)所轄庁区分 05213	(4)法人番号 7410005003289	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 一般法人県北報公会		(8)主たる事務所の住所 秋田県 北秋田市 七日市字中道岱15番地		(9)主たる事務所の電話番号 0186-66-2104	
(12)従たる事務所の住所		(10)主たる事務所のFAX番号		(11)従たる事務所の有無 2 無	
(13)法人のホームページURL http://yoshinosato.or.jp		(14)法人のメールアドレス info@yoshinosato.or.jp			
(15)法人の設立認可年月日 昭和30年8月22日		(16)法人の設立登記年月日 昭和30年4月1日			

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	11	(2)評議員の現員	11	(3-6)評議員全員の報酬等の総額（円）	0
-----------	----	-----------	----	----------------------	---

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の任期	(3-3)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-4)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-5)前会計年度における評議員会への出席回数
黒澤 英章 住職	H29.4.1 ~ H33年6月	2 無	2 無	2
関 伸弘 無職	H29.4.1 ~ H33年6月	2 無	2 無	3
宇佐美 慧 無職	H29.4.1 ~ H33年6月	2 無	2 無	3
河田 弘美 総務省行政相談委員	H29.4.1 ~ H33年6月	2 無	2 無	3
前田 アイ子 無職	H29.4.1 ~ H33年6月	2 無	2 無	3
津谷 正俊 秋田県立秋田北鷹高校講師	H29.4.1 ~ H33年6月	2 無	2 無	3
佐藤 清子 北秋田地区保護司会委員、北秋田市児童民生委員	H29.4.1 ~ H33年6月	2 無	2 無	2
安達 妙子 無職	H29.4.1 ~ H33年6月	2 無	2 無	1
大野 広四郎 無職	H29.4.1 ~ H33年6月	2 無	2 無	3
長岐 悦子 北秋田市民生委員、主任児童委員	H29.4.1 ~ H33年6月	2 無	2 無	3
佐藤 和博 七日市公民館長	H29.4.1 ~ H33年6月	2 無	2 無	2

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	10	(2)理事の現員	11	(3-12)理事全員の報酬等の総額（円）	770,165	2 特例無
----------	----	----------	----	----------------------	---------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業		(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数	
疋田 牧男	1 理事長（会長等含む。）	平成27年9月18日	2 非常勤	平成27年9月17日	無職		2 無
	H27.9.18 ~ H29.9.17	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無	2 理事報酬のみ支給	3	
成田 重昭	2 業務執行理事（常務理事等含む。）		1 常勤	平成27年9月17日	福祉施設長		2 無
	H27.9.18 ~ H29.9.17	3 施設の管理者		2 無	3 職員給与のみ支給	3	
佐藤 敏則	3 その他理事		2 非常勤	平成27年9月17日	無職		2 無
	H27.9.18 ~ H29.9.17	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無	4 いずれも支給なし	2	
佐藤 三七	3 その他理事		2 非常勤	平成27年9月17日	無職		2 無
	H27.9.18 ~ H29.9.17	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし	3	
釜田 一	3 その他理事		1 常勤	平成27年9月17日	福祉施設職員		2 無
	H27.9.18 ~ H29.9.17	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無	3 職員給与のみ支給	1	
斉藤 健一	3 その他理事		2 非常勤	平成27年9月17日	無職		2 無
	H27.9.18 ~ H29.9.17	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし	0	
小野寺 均	3 その他理事		2 非常勤	平成27年9月17日	無職		2 無
	H27.9.18 ~ H29.9.17	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし	3	
宮崎 博文	3 その他理事		2 非常勤	平成27年9月17日	無職		2 無
	H27.9.18 ~ H29.9.17	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし	2	
村上 耕治	3 その他理事		2 非常勤	平成27年9月17日	無職		2 無
	H27.9.18 ~ H29.9.17	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無	4 いずれも支給なし	3	
千葉 賢一郎	3 その他理事		2 非常勤	平成27年9月17日	無職		2 無
	H27.9.18 ~ H29.9.17	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし	2	
長岐 純一	3 その他理事		2 非常勤	平成27年9月17日	無職		2 無
	H27.9.18 ~ H29.9.17	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし	0	

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	3	(2)監事の現員	3	(3-6)監事全員の報酬等の総額（円）	0
----------	---	----------	---	---------------------	---

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
金 慶一	無職	2 無	平成27年9月17日
	H27.9.18 ~ H29.9.17	3 社会福祉事業に識見を有する者（その他）	
成田 誠	無職	2 無	平成27年9月17日
	H27.9.18 ~ H29.9.17	6 財務管理に識見を有する者（その他）	
津谷 喜栄	無職	2 無	平成27年9月17日
	H27.9.18 ~ H29.9.17	6 財務管理に識見を有する者（その他）	

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	------------------------------------	---------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	
--------------	--

①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	9	③非常勤者の実数	0
常勤換算数		4.5		常勤換算数	
④常勤専従者の実数					
①常勤専従者の実数	141	②常勤兼務者の実数	9	③非常勤者の実数	20
常勤換算数		4.5		常勤換算数	
④常勤専従者の実数					
				10.0	

7. 前会計年度の評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
平成28年5月27日	13	2	1	0	1.平成27年度事業報告について 2.平成27年度諸会計決算について 3.平成27年度財産目録・資産総額について 4.監事会、監査結果の報告について
平成28年11月24日	19	2	0	0	1.平成28年度諸会計補正予算（案）について 2.定款の一部変更（案）について 3.定款施行細則変更（案）について 4.諸規程の一部変更（案）について
平成29年3月27日	20	2	0	0	1.平成28年度諸会計補正予算（案）について 2.平成29年度事業計画（案）について 3.平成29年度諸会計予算（案）について 4.諸規程の一部変更（案）について

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度の理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成28年5月27日	6	1	1.平成27年度事業報告について 2.平成27年度諸会計決算について 3.平成27年度財産目録・資産総額について 4.監事会、監査結果の報告について
平成28年11月24日	8	3	1.平成28年度諸会計補正予算（案）について 2.定款の一部変更（案）について 3.定款施行細則変更（案）について 4.評議員選任委員の選任（案）について 5.諸規程の一部変更（案）について
平成29年3月27日	8	3	1.平成28年度諸会計補正予算（案）について 2.平成29年度事業計画（案）について 3.平成29年度諸会計予算（案）について 4.評議員の推薦について 5.評議員選任・解任委員の選任について 6.諸規程の一部変更（案）について

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度の監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	金 慶一 成田 誠 津谷 喜栄
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	なし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	なし

10. 前会計年度の会計監査の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
(2)会計監査人による監査報告書	

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称				
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)	
⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ロ) 補助金額(円)	(ハ) 借入金額(円)	(ニ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)
101	法人本部	00000001	本部経理区分	法人本部				
			秋田県 北秋田市 七日市字中道岱15番地	3 自己所有	3 自己所有	昭和30年8月22日	0	0
			ア建設費	昭和44年4月1日	11,681,490	3,600,000	0	15,281,490
	イ大規模修繕							
102	陽清学園	01020301	児童養護施設	陽清学園				
			秋田県 北秋田市 七日市字家向46-1	3 自己所有	3 自己所有	昭和30年4月1日	0	445
			ア建設費	昭和51年3月10日	2,445,000	143,555,000	40,000,000	186,000,000
	イ大規模修繕							
103	南鷹巣保育園	02091201	保育所	南鷹巣保育園				
			秋田県 北秋田市 脇神字高村岱140	3 自己所有	3 自己所有	昭和40年9月1日	0	1,300
			ア建設費	平成20年12月26日	34,703,000	123,109,000	69,600,000	227,412,000
	イ大規模修繕							
104	大野岱吉野	01020401	障害児入所施設（福祉型障害児入所施設）	大野岱吉野学園児童棟				
			秋田県 北秋田市 七日市字家向46-1	3 自己所有	3 自己所有	昭和44年4月1日	0	360

107	学園児童棟	A建設費	昭和52年12月26日	0	105,000,000	3,613,000	108,613,000	775.310	
		イ大規模修繕							
		01040401	障害者支援施設（施設入所支援）						
105	大野岱吉野学園成人棟	秋田県	北秋田市	七日市字家向4 6-1	3 自己所有	3 自己所有	平成12年4月1日	0	360
		A建設費	平成12年3月28日	32,590,000	152,374,000	94,000,000	278,964,000	1,101.380	
		イ大規模修繕							
		01040401	障害者支援施設（施設入所支援）						
106	吉野更生園	秋田県	北秋田市	七日市字中道岱1 5番地	3 自己所有	3 自己所有	昭和56年4月1日	0	360
		A建設費	昭和56年4月1日	0	112,600,000	24,300,000	136,900,000	994.070	
		イ大規模修繕							
		02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）						
107	よしの寮	秋田県	北秋田市	七日市字中道岱1-5 6	3 自己所有	3 自己所有	昭和60年2月3日	0	120
		A建設費	昭和60年11月20日	708,000	27,212,000	5,000,000	32,920,000	255.960	
		イ大規模修繕							
		02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）						
108	まきば寮	秋田県	北秋田市	米内沢字羽貫上岱1 3 9-2	3 自己所有	3 自己所有	平成1年4月1日	0	84
		A建設費	昭和62年9月30日	21,600,000	1,000,000	0	22,600,000	330.410	
		イ大規模修繕							
		02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）						
109	たかげ寮	秋田県	北秋田市	綴子字摩当揚8 1-1	1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成1年4月1日	0	60
		A建設費	平成1年12月16日	3,324,000	9,972,000	0	13,296,000	118.140	
		イ大規模修繕							
		02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）						
110	男子希望寮	秋田県	北秋田市	脇神字高村岱1 3 2	3 自己所有	3 自己所有	平成1年4月1日	0	60
		A建設費	昭和45年10月15日	935,000	2,805,000	0	3,740,000	225.240	
		イ大規模修繕							
		02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）						
111	ふれあいの家	秋田県	北秋田市	綴子字掛泥向7 1-2	3 自己所有	3 自己所有	平成5年4月1日	0	72
		A建設費	平成15年4月10日	1,050,000	0	0	1,050,000	155.320	
		イ大規模修繕							
		02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）						
112	二本杉寮	秋田県	北秋田市	綴子字家向7 8-1	3 自己所有	3 自己所有	平成13年10月1日	0	60
		A建設費	平成1年6月20日	815,780	2,447,340	0	3,263,120	241.540	
		イ大規模修繕							
		02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）						
113	ほと	秋田県	北秋田市	脇神字高村岱1 5 4-1	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成17年4月1日	0	48
		A建設費					0		
		イ大規模修繕							
		02130501	地域活動支援センター						
114	北秋田市障害者生活支援センターささえ	秋田県	北秋田市	宮前町9-6 7	1 行政からの賃借等	1 行政からの賃借等	平成19年4月1日	0	0
		A建設費					0		
		イ大規模修繕							
		02090301	児童自立生活援助事業						
115	ようせい	秋田県	北秋田市	脇神字高村岱1 3 2	3 自己所有	3 自己所有	平成19年4月1日	0	71
		A建設費	平成19年4月1日	10,560,000	12,900,000	0	23,460,000	448.830	
		イ大規模修繕							
		02130501	地域活動支援センター						
116	北秋田障害者就業・生活支援センター	秋田県	北秋田市	宮前町9-6 7	1 行政からの賃借等	1 行政からの賃借等	平成28年4月1日	0	0
		A建設費					0		
		イ大規模修繕							
							0	0	
		A建設費							
		イ大規模修繕							

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2) 公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称					
		③事業所の所在地						④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)										
		A 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
	イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)					

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3) 収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称					
		③事業所の所在地						④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)										
		A 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
	イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)					
201	吉野工場	05340101	収益事業									
		秋田県	北秋田市	七日市字中道岱1-5 6	3 自己所有	3 自己所有	昭和63年4月1日	0	0			
		A建設費	平成21年1月1日	9,794,391	0	0	9,794,391					
		イ大規模修繕										

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4) 備考

--	--

11-2. うち地域における公益的な取組(地域公益事業含む)(再掲)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額の総額(円)

-202,080,000

(2) 社会福祉充実計画における計画額（計画期間中の総額）

①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①+②+③）（円）	0

(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額

①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①+②+③）（円）	0

(4) 社会福祉充実計画の実施期間 ~

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㊦事業報告	1 有
㊧財産目録	1 有
㊨事業計画書	1 有
㊩第三者評価結果	1 有
㊪苦情処理結果	1 有
㊫監事監査結果	1 有
㊬附属明細書	2 無

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	904,053,368
②施設・設備に係る公費（円）	8,889,110
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	27,419,554

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
陽清学園	2013

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	01 公認会計士
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	北林会計事務所
③業務内容	イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
④費用【年額】（円）	1,353,915

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	1.理事、評議員を改選する際は結核事由を確認すること 2.利用者の預り金監査結果についても、監査報告書にその旨、記載すること。 3.貸借対照表、その他積立金について、その目的を示す名称を示すこと。 4.基本財産の登記について、保存登記されていないものを登記すること。
-----------------	--

②実施した改善内容

1.次回改選（理事・監事：平成29年6月）に記名、押印予定。評議員：平成29年3月に記名、押印済み。
2.平成28年5月23日付監事監査報告書に記載。
3.平成27年度決算書の貸借対照表に記載している。
4.行政書士に依頼して保存登記完了済み。（平成29年1月）

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

①社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
②中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	1 有
④都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

# 社会福祉法人 県北報公会 定 款

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- イ) 児童養護施設 陽清学園の設置経営
- ロ) 障害児入所施設 大野岱吉野学園の設置経営
- ハ) 障害者支援施設 吉野更生園の設置経営（施設入所支援、生活介護）
- ニ) 障害者支援施設 大野岱吉野学園の設置経営（施設入所支援、生活介護）

#### (2) 第二種社会福祉事業

- イ) 保育所 南鷹巣保育園の設置経営
- ロ) 子育て短期支援事業 陽清学園
- ハ) 障害福祉サービス事業
- ニ) 児童自立生活援助事業 ようせい
- ホ) 一時預かり事業 南鷹巣保育園
- ヘ) 地域子育て支援拠点事業 南鷹巣保育園
- ト) 相談支援事業の経営
- チ) 障害者就業・生活支援センター事業の経営
- リ) 地域活動支援センターの経営

### (名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人県北報公会という。

### (経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。



(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を秋田県北秋田市七日市字中道岱 1 5 番地に置く。

## 第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 1 1 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、該当者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、報酬等は支給しない。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。
- 3 2 項に関し必要な事項は評議員会において別に定める。

## 第 3 章 評 議 員 会

(評議員会の構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(評議員会権限)

第 1 0 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作

成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

## 第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名
- (2) 監事 3名

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することはできない。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の業務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないとき。

(役員 の 報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 2項に関し必要な事項は評議員会において別に定める。

(職 員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長等」という。）及び吉野工場長（以下「工場長」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等及び工場長以外の職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 理 事 会

(理事会)

第23条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第6章 資産および会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び収益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表1に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 収益事業用財産は、第37条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て北秋田市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北秋田市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）。

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、

又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、本部事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度が終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を本部事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を本部事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 収益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 吉野工場の設置経営

イ) 電気メートル器取付木板製造販売

ロ) 学校教材素材製造販売

ハ) 木製器の製造販売

ニ) 住宅改修工事

ホ) 職場適応援助支援事業

2 前号の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業に充てるものとする。

## 第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公営財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北秋田市市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北秋田市市長に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人県北報公会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。なお、解散時の債権申出及び破産手続きの開始については官報によって広告する。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この定款の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	北山金治郎
理事	村上 健治
〃	成田 忠治
〃	小塚 カツ
〃	村上 清
〃	米沢 イソ
〃	佐藤 直一
監事	藤嶋 徳逸
〃	工藤 正二

附 則

この定款は平成 1 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

この定款は平成 4 年 1 2 月 2 4 日から施行する。

附 則

この定款は平成 1 3 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則

この定款は平成 1 4 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この定款は平成 1 5 年 5 月 1 5 日から施行する。

附 則

この定款は平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日から施行する。

附 則



この定款は平成17年 7月 8日から施行する。

附 則

この定款は平成18年 7月 6日から施行する。

附 則

この定款は平成18年 9月29日から施行する。

附 則

この定款は平成20年 6月17日から施行する。

附 則

この定款は平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は平成21年 7月 1日から施行する。

附 則

この定款は平成21年10月19日から施行する。

附 則

この定款は平成22年 6月 2日から施行する。

附 則

この定款は平成23年11月27日から施行する。

附 則

この定款は平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は平成25年11月30日から施行する。

附 則

この定款は平成27年12月22日から施行する。

附 則

この定款は平成28年 2月23日から施行する。

附 則

この定款は平成29年 4月 1日から施行する。

## 社会福祉法人県北報公会 役員報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、役員報酬について定めるものとする。

(報 酬)

第 2 条 役員等に次の報酬を支給することができる。

- (1) 理事長、常務理事が法人及び施設の運営のために、その業務に当たった場合は1日に 5,000 円の報酬を支給することができる。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。
- (2) 第1項以外の報酬は支給しない。

附 則

1. この規程は平成15年12月8日から施行する。

附 則

2. この規程は平成22年4月8日から施行する。

附 則

3. この規程は平成29年6月15日から施行する。